

様式第 2 号（法第 7 7 条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（宛先）
鳴門市長

（ふりがな）
氏名 _____

住所又は居所
〒 _____ TEL _____（ ）

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 7 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施方法等

☐ 閲覧

☐ 写しの交付

<開示希望日> 年 月 日

☐ 写しの送付（郵送）

※ 閲覧又は写しの交付を選択した場合は、開示希望日がありましたら記載してください。
なお、実施方法は実施機関の定めるところによりますので、対応できない場合があります。

3 本人確認等

1 開 示 請 求 者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人

2 請求者本人確認書類
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証
☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
☐ その他（ ）
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人
☐ 任意代理人委任者
（ふりがな）
イ 本人の氏名 _____
ウ 本人の住所又は居所 _____

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）

受付番号	担当部課等	備考

(裏面)

(説明)

1 写しの作成及び送付に要する費用の納付について

写しの作成及び送付に要する費用は、条例で定めるところにより、交付の前に実費を納付する必要があります。

2 本人確認書類等

(1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第22条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード、ただし個人番号通知カードは不可）等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して開示請求をする場合は、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限りま

す。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記

号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による開示請求の場合

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限りま

す。）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限りま

す。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限りま